

本年4月に成立した「電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律」(平成29年法律第27号)の施行に必要な省令等の改正のうち、電気通信事業法における端末機器の技術基準適合認定で使用する測定器その他の設備(以下「測定器等」という。)の較正又は校正(以下「較正等」という。)の期間に関する規定の整備について諮問するものである。

※ 測定器等の「較正」: 国家標準器(情報通信研究機構が所有する周波数標準原器等)が示す値と被較正測定器等が示す値の差を測定し、被較正測定器等が正しい値を示すよう調整すること。(「校正」は、調整を含まない。)  
測定器等は、周辺温度等の環境変化や測定器等自体の経年的な品質変化により、測定値等に誤差が発生する。何もしなければこの誤差は大きくなるため、定期的に較正等を行い、常に正しい値を示すよう精度を維持することが必要となる。

## 背景と改正の概要

近年、デジタル化や部品性能の向上等によって測定器等は、回路の構造が簡素化され、優れた性能を有するようになってきており、そのような測定器等では、較正等を受けてから1年を超えても精度が維持できるようになってきている。

このような状況を踏まえ、「電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律」において、登録認定機関が使用する測定器等のうち、優れた性能を有する測定器等として総務省令で定めるものは、較正等の期間を、1年を超え3年を超えない範囲内で総務省令で定めることとされたため、省令委任事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うものである。

## 施行期日

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日  
(公布の日(平成29年5月12日)から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日)